

小企業無災害記録表彰規程

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

昭和 50 年 4 月 1 日制定
昭和 52 年 4 月 1 日改正
昭和 54 年 4 月 1 日改正
昭和 62 年 4 月 1 日改正
平成 2 年 4 月 1 日改正
平成 22 年 4 月 1 日改正
令和元年 9 月 18 日改正
令和 4 年 3 月 25 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、小企業における無災害記録を表彰し、自主的安全活動の促進を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、当協会の会員で、常時 50 人未満の労働者を使用する事業場に適用する。

(無災害記録)

第 3 条 この規程による無災害記録は、第 1 種無災害記録から第 5 種無災害記録の 5 種類とし、第 1 種は 3 年間、第 2 種は 5 年間、第 3 種は 7 年間、第 4 種は 10 年間、第 5 種は 15 年間無災害を継続した日に樹立するものとする。

2 前項の無災害記録期間は、当該事業場において、業務上死傷災害（休業 1 日以上）が発生した日の翌日から起算した期間とする。

(表彰申請)

第 4 条 前条の無災害記録を樹立した事業場は、別紙様式の申請書（2 通）を作成し、速やかに所属支部長を経由して会長に申請することとする。

2 前項の申請は、原則として第 1 種無災害記録から、段階的に行うこととする。ただし、申請の際、より長期間の無災害記録を樹立しているときは、当該無災害記録から行わなければならない。

3 第 1 項の申請を受理した支部長は、申請内容について、可能な限り当該事業場を所轄する労働基準監督署に確認することとし、その旨を付記又は添付の上、1 通を会長に進達することとする。

(表彰状の授与)

第 5 条 会長は、前条の申請に基づき、無災害記録表彰状及び副賞を支部長を経由して授与する。

附 則

この規程は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和元年 9 月 18 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。